

# 江 工 会 会 則

(名 称)

第1条 本会は江工会と称して事務局を島根県立江津工業高等学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展を助成し、併せて実業界に貢献することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- 正 会 員 1. 島根県立江津工芸学校卒業生  
2. 島根県立江津工業学校卒業生  
3. 島根県立江津工業併設中学校卒業生  
4. 島根県立江津工業高等学校卒業生 (別科を含む)
- 準 会 員 島根県立江津工業高等学校在校生
- 特別会員 上記母校の現旧職員

(事 業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会誌、会員名簿の発行
- (2) 会員相互連絡提携
- (3) 母校事業の後援
- (4) 支部活動の支援
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役員の種類等)

第5条 本会は次の役員を置く。

- (1) 名誉会長
- (2) 会 長 1名 本会を代表し会務を総括する
- (3) 副 会 長 4名 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する  
(副会長1名は島根県立江津工業高等学校長とする。)
- (4) 理 事 若干名 企画、庶務、会計等本会の要務を処理する  
理事は理事会を組織して次のことを行う。
  - ① 予算、決算の審議
  - ② 本会の行う事業についての審議
  - ③ 会長の諮問する事項の審議
- (5) 会計監査 2名 会計、事務の監査に当たる
- (6) 評 議 員 各期各科より1～2名  
同期会員の動静を掌握し、事務局との相互連絡につとめる
- (7) 事務局員 若干名 江工会の事務を担当する
- (8) 顧 問 若干名 本会の会務に適切な指導助言を行う

(役員の任期等)

第6条 役員を選出方法及び任期は下記による。

- (1) 名誉会長 総会で選出する。
- (2) 会長、副会長 総会で選出する。
- (3) 理 事 総会で選出する。
- (4) 会計監査 会長が委嘱する。
- (5) 評 議 員 各期各科の会員で互選する。

- (6) 事務局員 江工会員で会長並びに名誉会長の同意を得て委嘱する。
- (7) 顧問 会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- (8) 上記役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(財源・会費)

第7条 本会の経費は会費及び寄付金、その他をもって当て、会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

会費 入会金 1,800円

終身会費 9,000円

ただし、在校生(準会員)は月額300円を在学中積立て、入会金、終身会費に当てるものとする。

(総会)

第8条 定期総会は5月中の土曜日とし、次の事項を議決する。

ただし、理事会の決議があった場合は臨時総会を開くことがある。

議決は出席者の過半数をもって決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画並びに収支決算の承認
- (3) 事業報告
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) その他必要と認めた事項

(除名)

第9条 会員で本会の体面を汚すような行為のあった者は理事会の議決によって除名することができる。

(動静)

第10条 会員は住所、氏名及び動静に異動を生じた時は、その都度本会の事務局又は所属支部へ連絡するものとする。

(支部)

第11条 支部に関する事項は下記の通りとする。

- (1) 支部を新設しようとする場合は、会則及び会員名簿を添え本部に届け出ること。支部を廃止しようとする場合はその理由を付し本部に届け出ること
- (2) 支部には支部長を置き、支部長は本部の理事とする
- (3) 支部は本会則に準じ会則を制定し独立の経理を行うものとする
- (4) 支部は本部と常に密接なる連絡を保ち、本部より報告を求められた事項は所定の期間内に回答すること
- (5) 総会には支部長又は代表者が出席しなければならない。出席できない場合は委任状、又は議案に対する意見書を提出しなければならない。
- (6) 総会における議案は欠席支部の意見も考慮して協議し、多数の賛成を得たと認められたものは決議事項とする
- (7) 支部より本部に報告すべき事項は下記の通りとする
  - ① 会員の異動
  - ② 役員改選
  - ③ 決議事項
  - ④ その他必要事項
- (8) 支部総会を開催する場合、本部より役員が出席することができる。

(慶弔)

第12条 会員の慶弔は下記による

- (1) 死亡

- ① 会員死亡 弔電をもって弔意を表することができる。
- ② 役員死亡 会長、副会長の協議によって弔意を表することができる。
- (2) 慰労
  - ① 江工会役員として永年勤続した者に感謝状を贈呈することができる。
- (3) (1)及び(2)以外の事由で特別に慶弔の必要が生じた場合、理事会においてこれを決定する。
- (4) 第12条の会員とは正会員及び特別会員をいう。

附 則

- この会則は、昭和26年1月2日から施行する。
- 改正 昭和37年2月1日から施行する。
  - 改正 昭和39年1月24日から施行する。
  - 改正 昭和40年5月16日から施行する。
  - 改正 昭和41年4月23日から施行する。
  - 改正 昭和42年5月16日から施行する。
  - 改正 昭和44年5月16日から施行する。
  - 改正 昭和54年6月10日から施行する。
  - 改正 昭和60年4月1日から施行する。
  - 改正 昭和61年4月1日から施行する。
  - 改正 平成9年5月16日から施行する。
  - 改正 平成10年5月16日から施行する。
  - 改正 平成15年5月16日から施行する。
  - 改正 平成27年5月9日から施行する。
  - 改正 平成28年5月21日から施行する。